

仁木町狩猟免許等取得補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高年齢化により減少している有害鳥獣対策に係る有資格者の後継者を育成し、本町の有害鳥獣による農業被害を軽減することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業は、次の各号に掲げる資格を取得した者に対して、予算の範囲内で補助する。ただし補助金は各資格につき1回を限度とする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第39条第2項に規定するわな猟免許（以下「わな猟免許」という。）
- (2) 鳥獣保護法第39条第2項に規定する第一種銃猟免許（以下「第一種銃猟免許」という。）
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号に規定する猟銃所持の許可（以下「猟銃所持許可」という。）

2 本事業は、北海道猟友会仁木支部において60歳以下の者が前項第1号の資格者が3人、前項第2号及び第3号の資格者が10人となる体制確保を目標とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 資格取得日現在において、50歳以下の者で、仁木町に住所を有するもの
- (2) 資格取得後10年間は北海道猟友会仁木支部及び仁木町鳥獣被害対策実施隊に加入して有害鳥獣被害の軽減に貢献できる者
- (3) 町税などの未納及び延滞のない者（世帯員を含む。）

2 第2条第1項第2号及び第3号の資格については、本補助により両資格を有することになる者を対象とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、予算の範囲内で次により算出するものとする。

- (1) 別表に定める区分ごとに、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(対象者確認)

第5条 本補助を希望する者（以下「申請者」という。）は、資格取得に係る手続きを行う前に仁木町狩猟免許等取得補助事前申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、申請者が第3条に規定する対象者であることを確認した場合は、仁木町狩猟免許等取得補助申請資格確認通知書（第2号様式）により通知する。

(補助金交付)

第6条 補助金は、仁木町補助規則（昭和57年仁木町規則第4号）（以下「補助規則」という。）に基づき交付する。

- 2 前条第2項の通知を受け、かつ資格取得したものは、資格取得日から14日以内に補助規則第3条第1項の補助金等交付申請書に、資格取得を証明する書類と対象経費支払いの証拠書類の写しを添付して町長に申請しなければならない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請等不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則（仁木町告示第28号）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条第2項の目標を達成した日に、その効力を失う。ただし第7条の規定は、この要綱の執行後もなおその効力を有する。
- 3 わな猟免許の対象者は、当分の間、第3条第1項第1号の規定に関わらず、資格取得日現在において、仁木町に住所を有する者とする。

附 則（仁木町告示第23号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日から施行する。

別表

区分	基準額	対象経費
わな猟免許	14,000 円	(1) 狩猟免許予備講習料 (2) 狩猟免許申請手数料 (3) 診断書作成手数料
第一種銃猟免許	17,000円	
猟銃所持許可	75,000円	(1) 初心者講習手数料 (2) 教習資格認定申請手数料 (3) 診断書作成手数料 (4) 身分証明書手数料 (5) 戸籍抄本交付手数料 (6) 住民票交付手数料 (7) 火薬類譲受許可申請手数料 (8) 射撃教習受講料 (9) 所持許可申請手数料

第1号様式

仁木町狩猟免許等取得補助事前申請書

年 月 日

仁木町長

様

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日 (才)
電話番号

仁木町狩猟免許等取得補助要綱第5条第1項の規定により事前申請します。

記

1 補助を希望する資格	わな猟免許 ・ 第一種銃猟免許 ・ 猟銃所持許可 ※ 希望する資格に○を付けること。
2 既に取得している資格	わな猟免許 ・ 第一種銃猟免許 ・ 猟銃所持許可 ※ 該当する資格に○を付け、免状などの写しを添付すること。
3 取得予定時期	年 月 予定

同意事項	本補助を申請するに当たり、私と私の世帯員に町税などの未納及び延滞の有無を仁木町が確認することについて同意します。 住 所 氏 名 印
確約事項	本補助の対象となった場合は、資格取得後10年間は仁木町民として北海道猟友会仁木支部に加入し、かつ仁木町鳥獣被害対策実施隊に加入して有害鳥獣被害の軽減に努めることを確約します。 住 所 氏 名 印

第2号様式

仁木町狩猟免許等取得補助申請資格確認通知書

仁 号
年 月 日

様

仁木町長

仁木町狩猟免許等取得補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の資格を確認したので、要綱第5条第2項の規定により通知します。

資格を取得した後は14日以内に要綱第7条に規定する補助金交付申請をしてください。